

消費税率の引き上げ時期について慎重な判断を求める意見書

平成 24 年 8 月、(野田政権下による)「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正され、将来的に消費税率 5 % から 8 % に引き上げられることが定められた。しかし同法には、附則第 18 条「消費税率の引き上げに当たっての措置」として、消費税率引き上げに当たってはデフレを脱却し経済状況を好転させることを条件として実施する旨が盛り込まれ、そのために必要な措置を講じなければならないと明記されている。

安倍政権下では、質的・量的金融緩和に代表される金融政策、強くしなやかな国土を作るための財政政策、民間活力を最大限に引き出し確かな景気回復につなげるための成長戦略がそれぞれ明らかにされた。これにより、株価や不動産市場の一部が回復基調に転じるとともに、大幅な円安により輸出産業に追い風が吹いているなどの報告が寄せられている。しかし、地方経済や足元に目を向ければ、新たな雇用や賃上げ、消費拡大にはさらなる時間と対策を必要とする状況にあり、附則第 18 条にのっとれば現段階での消費税率の引き上げには慎重を期するべきと考える。さらに現段階での引き上げは、回復基調にある日本経済に冷や水を浴びせる行為に等しく、国民の実質的な負担の増加、それに伴う消費の冷え込み及び税収減に至ってしまうことが容易に想起される。

よって、国におかれては、消費税率引上げ時期について慎重な判断を行うよう求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議員 森 田 英 二

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財 務 大 臣

} 様